



農商工連携

農林水産業をはじめとする地域の産業の停滞、雇用・就業機会の減少等により、「都市と地方の格差」といわれる状況が顕在化するなか、「農商工連携」促進による地域経済活性化が注目されています。農商工連携とは、地域の基幹産業である農林水産業と中小企業を中心とする地方の商工業を中心にお互いの連携を強化し、地域全体として雇用や所得の確保に繋げていこうとする取組です。

2007年11月に国（農林水産省・経済産業省）による政策パッケージが発表され、2008年度予算では、農林水産省と経済産業省が合わせて約200億円を措置したほか、政策をバックアップする法的枠組みも今後整備される見込みです。政策パッケージをみると、地域産品に関する販売促進・新商品開発の支援やITの活用、地域産品の輸出促進などが挙げられています（図表）。これらについては、一部既に全国で先進的な取組が行われており、例えば、ITの活用においてトレーサビリティシステムの活用による食材ブランド化の取組や、地域産品の輸出において食文化の違いに目をつけた国産りんごの欧州等への積極的な輸出などの取組事例があります。

農商工連携のメリットとしては、①農林水産物の生産・販売だけでなく、商工分野における技術・販売面でのノウハウが付加されることにより、所得・雇用面で地域経済への波及効果が高まること、②農林水産業の観点からみれば、商工業との連携により市場の消費者からの視点を取り入れられやすくなり、そのポテンシャルが高まること、③商工業の観点からみれば、農林水産業の経営資源を地域の強みとして活用できることにより、ビジネスチャンスの拡大が期待されること、の3点が挙げられます。

2007年6月、地域の特性を生かした産業集積の形成を目指す企業立地促進法が施行されましたが、これは主に工業面において企業立地という外からの力を利用して地域経済の活性化を行っていこうとする施策でした。しかし、今回の農商工連携は地元地域の農林水産資源の付加価値を高めて地域の内側から地域経済を活性化しようとする取組であるだけに、生産者、企業、行政などの関係者の緊密な連携と実行力がその成功のカギになるとみられます。

先浦 宏紀

図表 「農商工連携」促進等による地域経済活性化の取組について

主な項目	内容	主な施策
地域経済活性化のための「農商工連携」促進等の取組	施策の相互活用の推進、施策の集中的実施等により、地域産品等に関する販売促進・新商品開発、地域産業におけるイノベーションの推進を効果的に支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産品等に関する販売促進・新商品開発 ・地域産業におけるイノベーションの推進 ・地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる推進 ・農業関連施策と中小企業関連施策の連携推進 ・地域産品の輸出促進
「まるごと食べようニッポンブランド!」「ニッポン・サイコー!キャンペーン」の共同実施	国産農林水産品の消費拡大を図るため、農林水産省・経済産業省それぞれが所管する業界団体等に対し、働きかけ等を実施し、国民的な運動への展開を促進（2007/11下旬より既に取組を開始）	<ul style="list-style-type: none"> ・現場訪問の実施 ・店頭販売の実施 ・小売関係業界団体、生産者団体等との懇談会の実施 ・製造業・サービス業への働きかけ、優良事例のPR
「農商工連携」のためのPR等	農林水産省・経済産業省が相互のネットワーク等を通じ、連携して「農商工連携」のためのPRを実施し、農業・工業・商業の事業者等への普及啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「立ち上がる農山漁村」の推進 ・「農商工連携88選」の作成 ・「美しい森林づくり推進国民運動」の展開 ・海外でのトップセールス 等

（資料）農林水産省・経済産業省